

## 人クローン胚に関する各国の動向

### 英 国

1990年に制定されたヒト胚保護法(HFE act)では、胚の研究利用を目的を限定した許可制としており、当初はその目的を以下の5つに限定。

- ・ 不妊治療の進展
- ・ 先天性疾患の原因究明
- ・ 流産の原因究明
- ・ より効果的な避妊法の開発
- ・ 母胎移植前の胚の染色体、遺伝子異常の検出方法の開発

2000年6月、保健省の諮問委員会が報告書を取りまとめ、ヒト胚保護法で認められる胚研究の目的に、「人の疾病の理解や細胞治療のためにヒト胚(体外受精で作られたもの又は核移植で作られてもの)を使用した研究」を追加すること等を勧告。

この報告書を踏まえて、政府は胚の研究の目的に以下の目的を追加するための規則を作成。

- ・ 胚の発生についての知識の増大
- ・ 難病についての知識の増大
- ・ それらの知識の難病の治療への応用

上記規則は、2001年1月に国会の承認を得たが、承認の際に、上院にヒューマン・クローニング及びES細胞研究の在り方を検討する特別委員会を設置し、人クローン胚作成の是非について検討することとされ、政府もその検討が終了するまでライセンスは発給しないこととした。

この上院の特別委員会は、本年2月、厳しくコントロールされた条件下で人クローン胚の作成を認める旨の決議をしている。

### 仏 国

1994年に制定された生命倫理法では、研究目的のヒト胚作成やヒト胚の研究は明示的に禁止(胚を傷つけない試験研究に限り例外的に許可)。

生命倫理法のうち、ヒト胚の取扱い等先端生命科学技術に関し具体的な規定をおいている「移植・生殖法」では、施行後5年以内に見直しする旨が規定されており、この見直し作業において、ヒトES細胞研究が論点の一つとなった。

これに関し、国家倫理委員会(CCNE)は余剰胚からのES細胞の樹立を認めるとともに、人クローン胚からのES細胞の樹立についても積極的な方向を示したが、他方、国家人権諮問委員会及び国務院は人クローン胚の作成には反対の判断。

昨年6月に閣議決定し、現在、国民議会に提出されている改正法案では、余剰胚からのES細胞の樹立は認めるが、人クローン胚の作成は認めていない。

また、これに関して、昨年2月シラク大統領はシンポジウムのスピーチで生命倫理法改正について触れ、余剰胚の研究利用は認めつつも、人クローン胚の研究利用については、研究のために胚を作り出すことに至ること、禁止されているにもかかわらず実質的にクローン生殖を可能とすること、卵母細胞の取引につながる恐れがあることから賛成ではない旨表明。

## 独 国

ヒト胚保護法では、人クローン胚の作成を明示的に禁止しており、法制定以降、その点について政府レベルでは大きな動きはない。

しかし、ヒトES細胞の輸入については、ここ一年位大きな議論となっており、本年5月ヒトES細胞の輸入につき原則禁止とするが、厳しい制限下で一部例外を認める法律が可決された。

## 米 国

従来より、人クローン胚の作成を含む胚の研究利用には、政府資金は提供されていないが、民間資金による研究は行われている。(昨年11月のアドバンスド・セル・テクノロジーの人クローン胚作成の発表など)

ブッシュ政権は、人クローン胚の作成を禁止すべきと方針を明確にしており、本年4月の大統領のスピーチにおいても、人クローンについては、人ク

ローン個体生成とクローン胚の研究の両方ともを以下の理由で禁止すべきであると述べている。

他の生命のためにいかなる人命をも搾取し死滅させてはならないという最も基本的な医療倫理にクローン胚の研究は反すること。

人クローン胚の研究の禁止なしには、人クローン個体の生成を禁止することは實際上不可能なこと。

クローン胚の研究がもたらす利益というものは極めて仮想的なものであること。また、仮に研究クローンが医学的に有効であったとしても、卵子と卵子提供者のための壮大な市場、そして女性の身体の搾取という許し難い事態を創り出すことになるであろう。

また法律制定の状況については、昨年7月、人クローン胚の作成及び人クローン個体生成を禁止する法律が下院を通過し、現在上院で審議中。他にも人クローン個体の生成のみを禁止する法律なども提出されている。

なお、ヒトES細胞については、昨年8月大統領は、新たなヒトES細胞の樹立については従来通り公的助成は認めないが、既に存在するヒトES細胞の使用研究に限定して公的助成を認めることを発表している。

## 日 本

2000年3月に取りまとめられた、科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚小委員会の報告書では、人クローン胚等（人クローン胚、キメラ胚及びハイブリッド胚）についての基本的考え方として、

- ・人クローン個体等の産生につながる可能性があること
- ・ヒト胚の操作やヒト胚を研究目的で新たに作成することと同様の行為と捉えることができること
- ・拒絶反応のない移植医療に関する研究等に当たっては人クローン胚の作成・使用が有効な場合があることも想定されること

から、原則として行うべきではないが、科学的にその実施を是とする必要性がある場合に限り、厳格な審査により個別に判断する余地を残すことが必要とされた。

さらに、同報告書では、人クローン胚について、

- ・当面は動物の除核卵を用いて研究を行うべきであること、
- ・人クローン胚からのES細胞の樹立は、余剰胚から樹立されたES細胞を利用した研究の実績が蓄積されるのを待って、その医療への応用の可能性について評価した上で、その是非の再検討がされるべきであること

としている。

2000年11月に成立したクローン技術規制法では、

- ・ 人クローン胚の胎内への移植を禁止
  - ・ 人クローン胚を特定胚の一つと位置づけ、その作成、譲受等については届出を義務付けるとともに、その取扱いは文部科学省が総合科学技術会議等の意見を聴いて定める指針に基づいて行うべきこと
- 等を規定。

「特定胚の取扱いに関する指針」に対する総合科学技術会議の答申（平成13年11月）では、人クローン胚の作成については、新たにヒト胚を作成することにあたるため、今後のヒト受精胚の取扱いに関する議論を待って判断すべきことから、当面作成を認めないこととされている。